

新型コロナウイルス関連情報（4月14日）（その1）

※本日の新型コロナウイルス関連情報は、情報量が多いため2通に分けて送信いたします。

【領事窓口の業務日及び受付時間について】

◎在ニューヨーク日本国総領事館では、現在、以下のとおり領事窓口の業務日及び受付時間を短縮しています。

1 領事窓口の業務日

月曜日、水曜日、金曜日（除、休館日）

2 受付時間

10:30-13:00（査証申請受付：12:00-13:00）

3 電話受付

月曜日-金曜日（申請中の案件や既に対応中の案件は業務日（月、水、金）にお掛けください。）（除、休館日）

詳細はこちらよりご確認ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-03-30.html>

◎当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

御不明な点がございましたら当館まで御連絡をいただけますようお願いいたします。（電話：212-371-8222）

【医療関係情報】

◎CDCはホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱，咳，息切れ」を挙げています。これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください（特定の医療機関がない場合には地元保健当局等（NY市の場合は311）に電話してください）。

CDC ホームページ：<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート（発症した場合等の対応が日本語で記載されています）

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

◎当地の病院やクリニックは、完全予約制を導入し、付き添い人数を制限（一人のみ）するなど予防措置をしながら外来を受け付けているところが多い模様です。また、一部の病院では電話診察、オンライン診療（有料）を導入しているところもあるようです。ただし、当地の医療事情については、日々状況が変化しますので、皆様ご自身で病院やクリニックの HP や直接電話するなどして、ご確認くださいようお願いします。

◎NY市の呼びかけ：Face Coverings（外出時に鼻と口を覆うこと）について

ニューヨーク市は、従来から病気の方に対して外出する際にマスクを着用することを勧めていましたが、今般、新型コロナウイルスに感染していても自覚症状がない人が感染を広げている可能性もあるとして、感染予防の観点から、ニューヨーク市民に対して、健康な人であっても外出時には紙や布で鼻と口を覆い、他者とは一定の距離（約 2 m）を保つよう呼びかけています。

鼻と口を覆うものは、マスクだけに限らず、紙、スカーフやバンダナでも良いとしており、洗えるものは毎日洗濯をし、乾いたものを使用することを案内しています。なお、医療関係者が使用する医療用マスクについては医療資材が不足していることから、使用を控えるよう協力を呼びかけています。

（英語サイト）<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/covid-19-face-covering-faq.pdf>

【I-94 の更新等に関する情報】

・3月18日付領事メールでご案内しましたとおり、在日米国大使館及び総領事館では、対面対応が必要となる査証の新規発給を現在停止しています。このため、対面対応が必要となる査証の更新についても手続が停止されています。

・なお、既に米国に入国している在留邦人の合法的な滞在期限は査証の有効期限ではなく、I-94 に記載された滞在期限 (Admit Until Date) となります。

・I-94 の滞在期限は、これまでと同様に米国内に所在する移民局オフィスに対して郵送等により延長申請を行うことが可能です。移民局では滞在期限が切れる 45 日以上前に延長申請を行うことを推奨しています。

・延長申請に対する処理が行われるまでの間については、仮に I-94 に記載された滞在期限が過ぎても直ちに不法滞在となることはなく、引き続き就労することも可能（最大 240 日間）です。

・I-94 に記載された滞在期限の確認方法、滞在期限の延長申請の手続については以下の HP 等をご参照下さい。

（査証に関する 国務省 解説）<https://travel.state.gov/content/travel/en/us->

[visas/visa-information-resources/frequently-asked-questions.html](https://www.uscis.gov/sites/default/files/USCIS/Resources/Clen.pdf)

(I-94 滞在期限の確認) <https://i94.cbp.dhs.gov/I94/#/recent-search>

(I-94 滞 在 期 限 の 延 長)

<https://www.uscis.gov/sites/default/files/USCIS/Resources/Clen.pdf>

<https://www.uscis.gov/i-129-addresses>

<https://www.uscis.gov/i539online>

(移民局問い合わせ先) 1-800-375-5283

【お知らせ】

4月10日(金)午前7時から放送された FCI による在米邦人向けの朝のニュース番組「FCI News Catch!」に、山野内総領事が出演致しました。

番組においては、引き続き米国当局や日本政府・総領事館が出している情報に十分に注意を払い、万全の感染防止策をとって頂きたい旨や帰国する際の留意点等、在留邦人の皆様へのメッセージをお伝えしました。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/amb-messege.html>

その2に続きます。

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、「緊急メール／総領事館からのお知らせ」登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています(本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承願います)。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともにお知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

■ 在留届、帰国・転出等の届出を励行願います。

緊急時の安否確認を当館から行うために必要です。

以下のURLから所定の用紙をダウンロード後、(212)888-0889 までご連絡ください。

<http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/b/02.html>

■ 在ニューヨーク日本国総領事館

299 Park Avenue, 18th Floor, New York, NY 10171

TEL: (212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

facebook: <https://www.facebook.com/JapanConsNY/>

twitter: https://twitter.com/JapanCons_NY
